

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

### 規 則

- 宮城大学学則の一部を改正する規則 (県立大学室) 一
- 宮城大学大学院学則の一部を改正する規則 (同) 一

### 告 示

- 廃棄物が地下にある土地の指定 (廃棄物対策課) 三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (NPO活動促進室) 三
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 三
- 保安林の指定の予定(二件) (森林整備課) 三
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 四
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 五
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件) (同) 五
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同) 五

- 開発行為に関する工事の完了(三件) (建築宅地課) 六

- 教育委員会定例会の開催 (教育委員会) 六

- 宮城県公報第二〇二五号中 正 誤 六

## 規 則

宮城大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月九日

### ○宮城県規則第一号

宮城大学学則の一部を改正する規則

宮城大学学則（平成八年宮城県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。  
第三条の第三第二項中「及び事業構想学研究科」を、「事業構想学研究科及び食産業学研究科」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

宮城大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第二号

宮城大学大学院学則の一部を改正する規則

宮城大学大学院学則（平成十二年宮城県規則第二百三十一号）の一部を次のように改正する。  
第三条の表に次のように加える。

食産業学研究科	食産業学専攻	修士課程	一三人	二六人
---------	--------	------	-----	-----

第三条の二に次の一号を加える。

三 食産業学研究科は、食産業に関する広い視野、高度かつ専門的な知識・技術及び研究能力を持つ職業人及び研究者を養成し、地域社会における食産業の専門的な知識・技術に係る諸課題について、教育研究及び社会活動を行うことを目的とする。

別表に次の一表を加える。

### 4 食産業学専攻研究科食産業学専攻修士課程

授業科目の名称	単 位 数		備 考
	必修	選択 自由	
食産業学特論 キャリアップ演習 （食品テクノロジー）	2	2	キャリアップ演習及び食産業学演習は、選択必修



○宮城県告示第四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定区域	石巻市桃生町太田字上九郎沢百四十一の一部	埋立地の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号イに掲げる埋立地であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第一号に掲げるもの
------	----------------------	--------	---

○宮城県告示第五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 登米市体育協会

一 代表者の氏名 佐々木 猛

二 主たる事務所の所在地 登米市迫町佐沼字梅ノ木二丁目四番地一（梅ノ木グリーンパーク内）

三 定款に記載された目的  
本会は、「競技力の向上」と、「生涯スポーツの振興」を二本の柱として、市民のスポーツ振興及び健康増進を図るとともに、スポーツに関する諸団体並びに市民相互の連携融和を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年十二月十八日

○宮城県告示第六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五二〇〇六三三	事業所の名称及び所在地	有限会社フタバタクシイ 仙台市宮城野区日の出町二丁目三番十八号	指定障害福祉サービスの種類	居宅介護	設置者名	有限会社フタバタクシイ	指定年月日	平成二十一年一月一日
-------	------------	-------------	------------------------------------	---------------	------	------	-------------	-------	------------

○宮城県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

伊具郡丸森町大内字明光沢六八の一、七〇、七一、九〇から九二まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所  
 巨理郡巨理町達限神宮寺字ヲフロ六六 六八 六九 七〇の一から七〇の一八まで、七二の一から七二の三まで、七二の五、七二、八三の二から八三の五まで

二 指定の目的  
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヲフロ六八、六六・六九・七〇の一四から七〇の一八まで・七二の一から七二の三まで・七二の五・七二・八三の二から八三の五まで(以上一六筆について次の図に示す部分に限る)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び巨理町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日  
 平成二十一年一月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
有限会社石川産業 石川 正浩	黒川郡大郷町粕川三十丁百十七・二	般・十六 第七百十五号	全部廃業 土木建設業 とび・土工事業	平成二十年 十二月三日

株式会社片桐工務店 片桐 昭一	仙台市泉区南光台南二丁目二十七・七	般・特・十八 号千八百八十四	全部建設業 特定建設業 一般建設業 とび・土工事業 内装仕上工事	平成二十年 十二月十二日
株式会社又エナ力 末永 左利	登米市東和町錦織字芝山六・一	般・十八 第七千五百五十五号	一部廃業 一般建設業 大根工事 屋根工事 プロック・れんが、内装仕上工事	平成二十年 十二月九日
鈴木工務店 鈴木 啓志	登米市米山町西野字古館廻五十五・一	般・十八 第八千七百四十号	全部建設業 一般建設業 大根工事 屋根工事 プロック・れんが、内装仕上工事	平成二十年 十二月十一日
株式会社齋藤設 齋藤 正八	岩沼市二木一丁目十五・九	般・十七 第九千九百二二号	全部建設業 一般建設業 土木工事 水道施設工事	平成二十年 十二月十二日
松原緑地建設株式会社 松原 重幸	塩竈市松陽台三丁目二十三・七	般・十八 第一万四千十号	全部建設業 一般建設業 土木工事 造園工事	平成二十年 十二月二日
有限会社開進工 川畑 正一	東松島市新東名二丁目十・四	般・十八 第一万六千三百五十五号	全部建設業 一般建設業 土木工事 石工事 鋼構造物工事 ほ装工事 水道施設工事	平成二十年 十二月一日
有限会社三和住 小野寺 勇雄	登米市中田町浅水字中川面二十二・九	般・十六 第一万七千七百七十二号	全部建設業 一般建設業 土木工事 とび・土工事業 管工事 ほ装工事 水道施設工事	平成二十年 十二月十一日
有限会社川村工 川村 康友	仙台市太白区袋原字内手十・十八	般・二十 第一万八千二百三十号	一部建設業 一般建設業	平成二十年 十二月九日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第十号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 東仙台四丁目地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第十二号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 大橋地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第十三号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・三・三一 大橋中央線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第十四号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画市場

2 名称 二号 石巻市水産物地方卸売市場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市三色吉南土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市三色吉字鶴五番地の一

三 設立認可の年月日

平成二十一年十一月四日

四 変更認可の年月日  
平成二十年十二月二十六日

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年一月九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
多賀城市城南一丁目十八番六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市太白区西多賀三丁目七番二十二号  
株式会社岩本建設

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年一月九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
東松島市小松字柳田七十七番一、七十八番一、  
七十八番二及び七十九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

石巻市魚町二丁目十一番地の二  
永光運輸株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年一月九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城郡七ヶ浜町東宮浜字上ノ台二十六番六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城郡七ヶ浜町東宮浜字上ノ台三十番地の三  
鈴木 薫

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十一年一月九日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日 時 平成二十一年一月十六日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 職員の人事について

2 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

3 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について

4 県立特別支援学校学則の一部改正について

四 傍聴者の定員  
十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

### 正 誤

○宮城県公報第二〇一五号（平成二十年十二月五日付）中

ページ 段

三 上

行

後ろか

ら二

正

改める。

に改める。

誤

改める。